

# 尾張旭市河川等監視カメラシステム構築業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、尾張旭市河川等監視カメラシステム構築業務の実施に当たり、尾張旭市が実施する公募型プロポーザルに参加する事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 実施目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下、「市」という。）が受託者に委託する本業務について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施能力などの審査を公募型プロポーザルにより行い、最も本業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行うものである。

## 2 事業者の選定方法

市は、公募した事業者から提出された企画提案書等を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

## 3 業務概要

### (1) 業務名

尾張旭市河川等監視カメラシステム構築業務（以下、「本業務」という。）

### (2) 業務内容

別添「河川等監視カメラシステム構築業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月10日まで。ただし、監視カメラ設置に係る設計図書については、令和4年10月31日までとする。

### (4) 当該システムの運用開始日

令和5年3月1日（水）予定

## 4 提案上限額

金28,127,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 令和4年度中におけるシステム保守料（使用料）等はこの額に含むものとする。

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者（以下、「参加者」という。）は、以下の要件を満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

であること。

- (2) 令和4年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登録されている者で、公告日から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 尾張旭市内に本店または支店、営業所を有する者であること。

## 6 選定日程

内容	日時
公募開始	令和4年8月24日（水）
質問受付期間	令和4年8月24日（水）から 令和4年8月30日（火）まで
質問回答期日	令和4年9月 2日（金）
参加表明書等提出期限	令和4年9月 6日（火）
企画提案書提出期限	令和4年9月13日（火）
審査（書類・プレゼンテーション）	令和4年9月16日（金）（予定）
審査結果通知	令和4年9月20日（火）（予定）
事前協議	別途通知
契約締結	令和4年9月22日（木）（予定）

## 7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書（様式2）
- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）
- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 予定技術者調書（様式6）
- (7) 質問書（様式7）
- (8) 辞退届（様式8）

## 8 質疑応答等

- (1) 質問の提出方法  
質問事項を質問書（様式7）に記入し、総務部危機管理課に令和4年8月30日（火）

までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限後に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載で取りまとめ、令和4年9月2日（金）午後5時15分までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本企画提案による業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領もしくは仕様書の追加又は修正とみなす。

## 9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）：原本1部

イ 地方公共団体発注の類似業務の受注実績を確認できる書類：写し1部

(2) 提出書類に関する留意事項

本業務は、4に定める参加資格要件を満たす者に限る。

(3) 提出先

尾張旭市役所総務部危機管理課

(4) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和4年9月6日（火）午後5時15分まで（必着）

※ 提出期限後に提出された書類は、一切受け付けない。

(6) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認められた場合は、その旨を通知する。

## 10 企画提案

企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

提出書類	様式	提出部数
企画提案書	様式2	原本1部
企画提案書本編	任意様式	原本1部、写し10部
再委託調書	任意様式	原本1部、写し10部
工程表	任意様式	原本1部、写し10部
団体概要	様式3	原本1部
業務実績	様式4	原本1部

業務実施体制	様式5	原本1部
予定技術者調書	様式6	原本1部
参考見積書（構築分）※要内訳記載	任意様式	原本1部
参考見積書（保守分）※要内訳記載	任意様式	原本1部

(2) 企画提案書本編の作成の留意点

- ・ 作成に当たっては、仕様書に留意して作成すること。
- ・ 表紙（A4判、1枚）を付し、「河川等監視カメラシステム構築業務企画提案書」と記載すること。
- ・ 表紙の次に目次を付すこと。目次の枚数に上限は定めないが、適切な枚数とすること。
- ・ 作成ページ数は、表紙及び目次を除いて50ページ以内とし、各ページにはページ番号を記載すること。
- ・ 説明のための文字の大きさは、原則として10ポイント以上とすること。
- ・ 記述に当たっては、専門知識を有しない者でも理解でき、分かりやすい表現で作成すること。
- ・ 提案者を特定できる事項（社名等）は、記載しないこと。
- ・ 下記の内容を番号順に記載すること。

番号	項目	記載内容
1	システムの概要及び特徴	構築するシステムの概要及び特徴を、イメージ図や図面等を適宜使用し、簡潔にわかりやすく記載すること。
2	機器の性能及び保証	本業務で使用する機器（監視カメラ、管理用パソコン、マルチモニタ、サーバー等）の性能及びメーカー保証について記載すること。※監視カメラについては、本業務内において詳細仕様を決定するものだが、提案を予定する機器について記載すること。
3	撮影した映像（または画像）の公開方法	どのような構成でどのように公開するかを、作成するウェブサイトのイメージなども用いて記載すること。また、指定の公開先以外の提案がある場合は、公開の対象や想定される効果なども併せて記載すること。
4	保守体制	本業務完了後の維持管理に要する保守内容について記載すること。
5	応募者による提案	仕様に定める内容以外で独自の提案があれば記載すること。ただし、記載する内容は見積金額内で対応できるものに限る。

(3) その他提出書類

次の各社会的価値の実現に資する取組等を行っている場合は、それを証する書類：写し各1部

- ・ 女性の活躍促進に関する取組（女性の活躍促進宣言、あいち女性輝きカンパニー、えるぼし等）
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進（愛知県ファミリー・フレンドリー企業、くるみん

等)

- ・ 障がい者等雇用に関する取組（障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成、保護観察所への協力雇用主としての登録等）

(4) 提出先

尾張旭市役所総務部危機管理課

(5) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合、配達日時及び配達されたことを証明できる方法とすること。

※ Excel データは、「15 連絡先」のメールアドレス宛てに提出すること。

(6) 提出期限

令和4年9月13日（火）午後5時15分まで（必着）

※ 提出期限後に提出された書類は、一切受け付けない。

## 11 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式8）を総務部危機管理課に直接持参すること。なお、市は、辞退したことをもって、いかなる不利益な取扱いも行わない。

## 12 審査方法等

(1) 審査方法

審査委員による書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

ア 書類審査

審査基準に基づき評価点を算出する。

イ プレゼンテーション

プレゼンテーション（20分間）及び質疑応答（15分間）の計35分間で実施し、審査基準に基づき評価点を算出する。なお、提案者からの出席は、3名程度を上限とする（本業務の担当者又は責任者が望ましい。）。

(2) 審査基準

番号	項目	内容	配点
1	提案概要	提案内容が本業務の目的、内容を理解したものであるか。また、業務を適切に遂行する体制となっているか。	10
2	業務スケジュール	今年度中の運用開始を実現できる工程となっているか。	10
3	業務実績	過去10年間に類似の業務実績を有しているか。	10
4	構成機器の性能	仕様と同等またはそれ以上の性能及びコストを考慮したものとなっているか。	20

5	管理用パソコン及び映像管理ソフトの操作性	管理用パソコンの操作性は優れているか（誰でも簡単に操作できるものか。）。また、操作に係る研修は適切な提案がなされているか。	10
6	情報発信の多様性	多くの市民に映像情報が伝わる仕組みとなっているか。また、当該映像情報へのアクセスは、容易でわかりやすいものとなっているか。	30
7	安定性	アクセス集中やサイバー攻撃に対するセキュリティ対策など、安定的な稼働を維持する仕組みとなっているか。	10
8	拡張性	監視カメラの増設や、水位計などその他機能の追加や更新が容易なシステムとなっているか。	20
9	保守、運用管理	保守管理及び故障等へのサポート体制、メンテナンス体制は整っているか。	30
10	追加提案	本業務が目指す機能、効果を向上させる提案がなされているか。※ただし、本業務の見積限度額内での提案に限る。	30
11	団体概要	総合的な企画力及び安定的な経営能力があるか。	10
12	見積金額	提案された見積金額を基に、以下の方法で審査する（応募者の内の最低見積額／見積金額）×配点	10

### (3) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面にて通知する。また、文書発送後、参加者名及び審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

なお、ホームページに掲載する際、参加者名については、受託候補者名のみ公表し、点数については全参加者分を公表する。

## 13 契約の締結

市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と、本業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

契約内容については、原則として企画提案書等の記載内容を契約時の仕様とする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において市と事業者が当該業務について協議を行い、仕様を決定することができるものとする。

## 14 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類は、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は、認めない。

- (6) 提出された提案書類等は、尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報等）を除き、公開の対象となる。
- (7) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本市における本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (8) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。その場合は、各種審査要件を満たし、かつ、総合点の6割以上あれば、優れた提案とみなす。

## 15 問い合わせ

尾張旭市役所総務部危機管理課災害対策係（担当 深谷、木村）

住 所：〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田 2600-1

電 話：0561-76-8127（直通）

F A X：0561-52-0831

e-mail：anzenanshin@city.owariasahi.lg.jp